

令和5年度

勝浦市

学校施設等開放事業手引き

勝浦市学校施設等開放事業 手引き

1 勝浦市学校施設等開放事業の目的

スポーツ基本法第13条第1項の規定により、市立学校の体育施設を市民のスポーツ・レクリエーション活動の場として開放し、有効活用することによって、健康で明るく豊かな市民生活の形成に資することを目的とする。

2 開放期間

令和5年4月1日から翌年3月31日まで。

3 開放時間及び開放学校施設

◆利用可能施設

【屋外・屋内施設】 別紙資料に記載している施設。
※旧興津中（閉校）は8時00分から21時00分まで。
※旧北中（閉校）は8時00分から22時00分まで。
※その他学校については、学校が定める開放時間となります。

4-1 利用の手続き

①施設の予約

旧興津中・旧北中の施設予約は「荒川テニスコートTel0470-76-0180」に電話してください。
その他学校の施設予約は「学校教育課Tel0470-73-6664」に電話してください。

②「行政財産（教育財産）利用申請書」を生涯学習課に提出 ※メール提出可

学校施設を利用する日の3ヶ月前から10日前までに行政財産（教育財産）利用申請書を生涯学習課に提出してください。1度の申請で利用できる期間については、予約して利用しないケースも見受けられるため、定期的な申請内容の見直しを図る事を目的に3ヶ月以内とします。

なお、減免申請をする場合は減免申請欄に下記のとおり減免対象となる号を記入してください。

【減免対象】

- 1号：市又は教育委員会が主催又は共催する場合 使用料の全額免除
- 2号：市が設置する保育所、こども園、小中学校等が利用する場合 使用料の全額免除
- 3号：勝浦市スポーツ協会及びその加盟団体が主催する行事等に利用する場合 使用料の全額免除
- 4号：市内小中学生を主体とするスポーツ団体が本来の活動目的で利用する場合 使用料の全額免除
- 5号：市内に居住する障がい者が過半数を占める団体又は介助者を含む障がい者個人が利用する場合 使用料の2分の1を減免
- 6号：教育委員会が特に必要と認める場合 使用料の全額免除又は減免

③「行政財産（教育財産）使用申請許可（減免決定）書」を送付

申請書の内容を審査後、教育委員会より許可書を送付し、鍵を貸与します。

④施設利用後

施設利用後、必ず清掃（グラウンド整備）を行ってください。

- ⑤「勝浦市学校施設等開放事業利用実績報告書」を生涯学習課に提出 ※メール提出可
「登録団体」については、申請期間終了後10日以内に生涯学習課に提出してください。
※単発でのご利用の方は、提出不要です。

⑥使用料の徴収について

「登録団体」については、「勝浦市学校施設等開放事業利用実績報告書」を基に納付書を送付いたしますので、使用料のお支払いをお願いします。

※単発でのご利用の方は、③に納付書を同封させていただきますのでお支払いをお願いします。荒川テニスコートで直接申請をした場合は荒川テニスコートにて、使用料のお支払いをお願いします。

4-2 「登録団体」について ※メール提出可

学校開放事業を習慣的に利用する場合、登録団体として申請が必要になります。

登録団体の申請をすることができる団体は、市内に住所を有する者、在勤又は在学者が過半数で組織された団体とします。ただし、例外的に教育委員会が必要と認める場合があります。

- ①「勝浦市学校施設開放事業登録団体申請書」を生涯学習課に提出
②利用する学校施設の鍵の借用にあたり「誓約書」を生涯学習課に提出

5 利用者の遵守事項

①学校の施設、設備及び備品使用に関して

- ・利用時間を厳守すること。
- ・学校の施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）は許可外の物を使用しないこと。
- ・施設等を破損する恐れがあるような利用はしないこと。また、破損した場合は教育委員会に報告し、原形に復旧のうえ、賠償すること。
- ・体育館は室内用のシューズ以外を履いて利用しないこと。
- ・物品の借用については各学校に確認をとること。
- ・利用後は後片付けと清掃を行うこと。

②学校敷地内の行動に関して

- ・喫煙してはならない。
- ・飲酒及び、酒気を帯びた者が立ち入らないこと。
- ・危険物の持ち込み及び、作成をしてはならない。
- ・学校及び他の者に迷惑をかける行為をしてはならない。
- ・食事をしてはならない。
- ・ゴミは必ず持ち帰ること。

③その他に関して

- ・施設をご利用頂く方は、万が一の事故に備えて、あらかじめ保険の加入をお勧めします。4名以上のグループでご利用の場合には、「スポーツ安全保険」（1年間有効）に加入できます。詳細は公益財団法人スポーツ安全協会のホームページをご覧ください。
- ・施設等使用時の傷害及び疾病については、当該団体の責任において処置すること。
- ・学校の都合やその他の状況により開放を中止することがあるので、教育委員会及び学校の指示に従うこと（急を要する場合、教育委員会を介さず、学校から団体に直接連絡がいくことがあるので、学校の指示に従うこと）。

- ・行政財産（教育財産）使用申請書の承認後に内容を変更する場合、ただちに学校及び教育委員会へ連絡すること。
- ・登録団体について、学校施設等開放事業の利用を年度途中で終了する場合、ただちに、生涯学習課に利用終了の旨の連絡及び施設の鍵を教育委員会へ返却すること。
- ・鍵の管理を徹底すること。紛失した場合は、直ちに生涯学習課及び警察に届け出ること。また、その際の修繕費の一切を支払うこと。
- ・片付け等を含めて利用時間とすること。
- ・施設利用後は速やかに敷地内より退散すること。
- ・台風や災害時における避難所となった場合は、当該施設を利用不可とする場合がございます。
- ・各学校において新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から利用を停止する場合がございます。

* 上記に違反する場合は、利用中止や登録の取消しも有ります。

(別紙資料)

教育委員会・学校等連絡先および各体育館使用可能な主な種目

(付帯設備を要する種目を抜粋)

連 絡 先
勝浦市教育委員会生涯学習課 TEL 0470-73-6613 (市役所) ✉ syougaku@city-katsuura.jp

各体育館 使用可能種目	バレーボール	バスケットボール	ミニバスケットボール	卓球	バドミントン
上野小学校 TEL0470-76-0320	○		○		○
興津小学校 TEL0470-76-0057	○		○		○
勝浦小学校 TEL0470-73-0073	○		○		
豊浜小学校 TEL0470-73-0233	○		○		
総野小学校 TEL0470-77-0054	○		○		
勝浦中学校 TEL0470-73-0135	○	○		○	○
旧北中学校(閉校) TEL0470-73-6613	○	○		○	○
旧興津中学校(閉校) TEL0470-73-6613	○	○		○	○

その他の種目の使用可否については、教育委員会及び管理者の判断に従うこと。